

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 5.10発行(通巻第521号) 200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



建設アスベスト訴訟最高裁判決 建材メーカーの責任確定 .....	2
三星化学工業職業性膀胱がん多発損害賠償裁判で原告勝訴判決 .....	5
在宅の職場環境も安全衛生法令並みに 新型コロナ対策でテレワークガイドライン改正 .....	8
死ぬまで元気です vol.36 右田孝雄 .....	13
韓国からのニュース .....	15
前線から .....	18
70歳代後半で中皮腫発症の男性に労災認定/大阪	

4月の新聞記事から/19  
表紙/建設アスベスト訴訟勝訴に喜ぶ原告ら  
(左端が大阪訴訟原告団共同代表 郡家滝雄氏 5月17日)

# 建設アスベスト訴訟最高裁判決 建材メーカーの責任確定

すべてのアスベスト被害救済への  
大きな一歩

建設アスベスト訴訟について最高裁判所（第一小法廷・深山卓也裁判長）は、5月17日午後3時、初めての判決を言い渡した。

判決は被告である国と建材メーカーの賠償責任を認める画期的判決となった。

しかしながら「屋外労働者に対する賠償責任を認めない」という点は、明確に糾弾されるべきである。

今回の最高裁判決の対象は、横浜、東京、京都、大阪の各地裁に提訴された各第一陣訴訟であったが、現在進行中の他の訴訟の行方を決する判決となる。

建設アスベスト訴訟の現在の規模は原告数で1200人余りといわれている。また、提訴を準備中の被害者、今後発生するだろう被害者を含めるとどの程度の建設関係被害者が出るのかはまったくの未知数。さらに、アスベスト被害の半数以上を占めるとされる建設アスベスト被害の救済の道筋が一定つくとはいえ、その周辺被害を含めて労災補償を受けられず、石綿救済法による低水準の救済給付に止まっている被害者、制度的救済を受けていない被

害者など石綿被害救済制度については多くの問題がある。

今回の判決が、そうした問題解決の一里塚になるかどうかは今後の闘いにかかっている。

国と建材メーカーの責任が一定の範囲で認められたが、建設被害者の救済制度作りも緒についたばかりだ。

建設アスベスト訴訟大阪訴訟原告団共同代表の郡家滝雄氏は「このたびは最高裁で完全勝利判決をえることができ原告団一同たいへんよろこんでおります。これもひとえにみなさまのご支援の賜物です。しかし、救済されなかった原告がおられ、救済するための仕事がまだ残っています。これからも頑張ってまいります。」とコメントを寄せて下さった。



## 声 明

2021(令和3)年5月17日

首都圏建設アスベスト神奈川訴訟原告団・弁護団  
首都圏建設アスベスト東京訴訟原告団・弁護団  
関西建設アスベスト京都訴訟原告団・弁護団  
関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団  
首都圏建設アスベスト統一本部  
関西建設アスベスト統一本部  
建設アスベスト訴訟全国連絡会

1 最高裁判所第一小法廷（深山卓也裁判長）は、本日、首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟（以下「神奈川1陣訴訟」という。）、首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟（以下「東京1陣訴訟」という。）、関西建設アスベスト京都第1陣訴訟（以下「京都1陣訴訟」という。）及び関西建設アスベスト大阪第1陣訴訟（以下「大阪1陣訴訟」という。）について、一審被告国及び一審被告建材メーカーらの責任を認める判決を言い渡した。

最高裁判所第一小法廷は、すでに東京1陣訴訟、京都1陣訴訟及び大阪1陣訴訟において、一審被告国の上告受理申立てを不受理としており、労働者のみならず一人親方及び中小事業主（以下「一人親方等」という。）に対する国の責任を認めた原判決は確定していた。

また、同第一小法廷は、京都1陣訴訟及び大阪1陣訴訟において、原審で責任が認められた一審被告建材メーカーらの上告受理申立てを不受理としており、主要曝露建材について高いシェアを有する建材メーカーらの共同不法行

為責任を認めた原判決が確定していた。

今回の最高裁判決は、これらを前提として、国の責任期間や違法事由、一人親方等に対する国の責任を認める法理等を明らかにするとともに、建材メーカーらの責任期間や注意義務の内容、共同不法行為責任を認める法理等を明らかにした。

## 2 国の責任について

最高裁判所第一小法廷は、国は、1975(昭和50)年10月1日(改正特化則施行日)以降2004(平成16)年9月30日(改正安衛令施行日前日)までの間、事業主に対し、屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させる義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、建材への適切な警告表示(現場掲示を含む。)を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると判示し、神奈川第1陣訴訟について国の上告を棄却して国の責任を確定させ、神奈川1陣訴訟について被災者20名に対する国の賠償責任を確定させた。

また、労働者でなくとも屋内建設現場においても、石綿粉じん作業に従事して石綿粉じんに曝露した者との関係においても国賠法1条1項の適用上違法になるとし、一人親方等(解体作業に従事する者を含む)に対する国の責任を認め、神奈川1陣訴訟及び大阪1陣訴訟について、原判決を一部破棄して審理をやり直すべく原審に差し戻した。

本判決は、建設アスベスト訴訟に関する初の最高裁判決であり、労働者だけでなく一人親方等に対する国の責任を認めた点において画期的な意義を有するものと高く評価できる。

しかし、屋外作業者に対する国の責任を否定したことや責任期間で救済に線引きしたこと等は極めて不当であり、強く抗議する。

### 3 建材メーカーらの責任について

最高裁判所第一小法廷は、建材メーカーらは、配管工等の後続作業者も含めて警告義務があり、これに違反したとして注意義務違反を認めた。また、建設アスベスト被害者に対する民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為責任を認め、神奈川1陣訴訟の大工の被災者24名につき自判して増額し、また中皮腫の被災者4名につきメーカーらの上告を棄却した上、建材メーカーらの責任を確定させた。さらに、神奈川1陣訴訟のその余の職種及び東京1陣訴訟について原判決を一部破棄して審理をやり直すべく原審に差し戻した。

最高裁が建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことは、被害者が建材メーカーの行為と損害の間の因果関係の立証が困難である本件の特質を正しく受け止めたものとして高く評価することができる。

しかし、京都1陣訴訟及び大阪1陣訴訟について、原判決が屋外作業者に対する建材メーカーの責任を認めた結論を覆し、クボタ、ケイミュー及び積水化学工業の責任を否定したことは極めて不当であり、この判断には強く抗議するものである。

### 4 国は建設アスベスト被害者に謝罪し、全ての建設アスベスト訴訟を早期に解決するとともに、建設アスベスト被害者補償基金を創設せよ

2008(平成20)年5月16日に建設アスベスト訴訟が東京地裁に提訴されてからすでに13年が経過した。この間、全国各地で建設アスベスト集団訴訟が提起され、原告の総数は、今回

最高裁判決を受けた4事件を含め、被災者単位で900名を超えているが、そのうち7割を超える者が亡くなっており、生存被災者は3割にも満たない。もはやこれ以上の解決の引き延ばしは許されない。

2020(令和2)年12月14日、東京1陣訴訟における最高裁判所第一小法廷の上告受理決定により国の法的責任が確定し、同年12月23日、田村憲久厚生労働大臣は、原告代表者を大臣室に招いて謝罪するとともに被災者救済のための協議の場を設けるとの考えを示した。

国は本最高裁判決を真摯に受け止め、全国の建設アスベスト訴訟を速やかに和解によって解決すべきである。

また、建材メーカーらも徒に訴訟を引き延ばすことなく、早期解決のため、和解のテーブルに着くべきである。

さらに、アスベスト関連疾患による労災認定者はこれまでに約1万8000人に上り、建設業がその半数を占め、石綿救済法で認定された被害者の中にも相当数の建築作業従事者が含まれている。また建設アスベスト被害者が今後も毎年500～600人ずつ発生することが予測されている。そこで、これらの被害者が裁判などしなくとも早期に救済されるよう、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設することが喫緊の課題となっている。現在、与党建設アスベスト対策P.Tにおいて協議が進められているが、国及び建材メーカーは、与党P.Tと連携し、基金創設に向け最大限の努力をすべきである。

以上。

# 三星化学工業職業性膀胱がん多発損害賠償裁判で原告勝訴判決

## ～化学会社の安全配慮義務を厳しく認定～ 福井地裁

オルトートルイジンによる職業性膀胱がんが多発した三星化学工業福井工場に被災労働者4名が、会社を相手取り総額3360万円の損害賠償を求め2018年2月28日に提訴して闘ってきた裁判で、福井地裁(武宮英子裁判長)は5月11日、会社に対して総額1155万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

判決は、「2001年当時、会社が入手したSDS(安全データシート)によりオルトートルイジンの発がん性を認識していた」と認定、裁判過程で会社が「(オルトートルイジンによる健康障害について)具体的に認識できる状況ではなかった」などとして、疾病発生についての損害賠償責任はないと主張したことに対して、「被告(会社)は、安全配慮義務の前提となる予見可能性について、具体的な疾患及び同疾患発症の具体的な因果関係に対する認識が必要であるとして、本件において予見可能性があったというためには本件薬品の皮膚吸収による発がんの可能性の認識が必要であったのであり、被告にはこれがなかった旨主張しているが、生命・健康という被害法益の重大

性に鑑み、化学物質による健康被害が発症し得る環境下において従業員を稼働させる使用者の予見可能性としては、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はないと解される。被告の同主張は採用できない。」と判示した。

さらに判決は、安全配慮義務についてのこうした基本認識を前提として、会社の予見可能性について、2001年当時までに会社が入手したSDSに経皮的ばく露による健康障害についての記載があったこと、福井工場長がSDSに目を通し発がん性も認識していたことなどから「被告には遅くとも2001年当時、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧(予見可能性)を有していたものと認めるのが相当」とした。

そして判決は、このように予見可能性があった以上、従業員がオルトートルイジンを含む薬品に経皮的にばく露しないように、「不透性作業服等の着用や身体に薬品が付着した場合の措置についての周知を徹底し、これを従業員に遵守させるべき義務

があったというべき」だとした上で、会社がこうした措置をとっていなかったことから、会社の結果回避義務違反を認定した。

裁判において原告側が、詳細に現場におけるばく露状況を立証してきたことが今回の勝訴判決をかちとる決め手となったことはいうまでもない。

三星化学工業福井工場における膀胱がん多発に至るまで、現場における労働者の訴えはことごとく会社によって無視されてきた。もし、早く対策をとっていればこの事件は最小限に食い止められていた。

被災した方々は化学一般関西地本に加盟して労働組合を結成し、団体交渉を通じて問題の解決を図ろうと奮闘したが、会社はまったく不誠実な対応に終始し、提訴のやむなきに至ったのが今回の裁判であった。

判決後の記者会見において原告の田中康博氏（三星化学工業支部）らから「日本の化学会社でもうこれ以上職業的膀胱がんを発生させないのだという気持ちで闘ってき

た。その意味で、一つの警鐘、礎となる判決を頂いたのではないかと思う」「事件発覚後も未だに一度も謝罪会見をしていない。判決を会社が真摯に受け止め、控訴せず、謝罪会見を開いてもらいたい」との発言があった。

団体交渉には必ず会社代理人弁護士が参加しほとんど弁護士が対応しているという状況が続いている。今回の原告勝訴判決に対して会社が控訴するかどうかは現時点では不明であるが、いずれにしても、さらに会社を追及する職場支部、化学一般関西地本はじめとする関係労働組合、支援する会の闘いは続くことになるとみられる。

新たな職業病、職業がんが後を絶たない現状において、三星化学工業における膀胱がん多発に対する闘い、裁判は大きな意義を有していることは論をまたない。

\*その後、被告側は控訴せず、5月26日、本判決が確定した。

---

### 三星化学工業労災事件（損害賠償事件）、福井地裁判決にかかる声明

1. 福井地方裁判所（裁判長武宮英子、裁判官松井雅典、裁判官浅井翼）は、本年5月11日、三星化学工業労災事件（損害賠償請求事件）について、原告らの請求を認め、三星化学工業株式会社に対し、損害賠償を命じる判決を言い渡した。
2. 本件訴訟の原告ら4名は、長年にわたり、三星化学工業株式会社の福井工場勤務し、染料の中間体を製造する作業工程において、オルトートルイジンに曝露された。

原告らは、最初の曝露から約20年、あるいはそれ以上の期間にわたる曝露を受け、2015年以降、相次いで膀胱がんを発症し、いずれも労災認定を受けた。原告らは、入院して膀胱がんを除去する手術を受けたものの、退院後も、大いに苦痛を伴う検査通院を余儀なくされ、今尚、膀胱がんが再発するのではないかと不安と恐怖を抱えている。原告らは、オルトートルイジンの曝露による膀胱がんの発症について、三星化学工業株式会

社に安全配慮義務違反があったとして、その責任を追及すべく、2018年2月28日、本件訴訟を提起した。被告の三星化学工業株式会社は、安全配慮義務違反はなかったと主張し、徹底して争う姿勢を示した。

3. 本判決は、「生命・健康という被害法益の重大性にかんがみ、化学物質による健康被害が発症し得る環境下において従業員を稼働させる使用者の予見可能性としては、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない」として、予見については皮膚吸収による発がんの可能性の具体的な認識が必要だとした被告の主張を排斥した。そのうえで、2001年当時までに、被告が入手していたSDSにはオルトトルイジンの経皮的暴露による健康障害についての記載があり、工場長が発がん性を認識していたなどとして、予見可能性を肯定した。被告の結果回避義務については、平成13年以後、オルトトルイジンに経皮暴露しないよう、不浸透性作業服等の着用や身体付着時の措置についての周知を徹底させるべき義務があったことを前提に、半袖Tシャツでの作業や身体に付着した場合に洗い流す運用が徹底されていなかったなど、作業工程を改善しなかったことについて、三星化学工業株式会社の安全配慮義務違反を認め、その責任を断罪した。本判決は、我が国の労災事案としては、新しく問題とされるようになった、オルトトルイジンの曝露と膀胱がんの発症という類型について、2016年労災が認められ最終的な法規制が2019年によくされた中、それを2001年の段階にあっても予見可能性・回避義務があったとして少なくとも15年間責任の発生時期を遡らせたこと、その際、確実にまではいえない発がん情報であったとしても、企業が有するSDSによって発がんのリスクを知りえたことをもって責任を問える根拠として企業の安全配慮義務違反の責任を認めた点で、画期的と評価できる。

4. 原告らは、国の規制が遅れたことをもって責任がないと主張してきた三星化学工業株式会社が本判決の指摘を真摯に受け止めて、今後は二度と労災の被害者を出さないよう、安全配慮の姿勢に立ち返ることを願うとともに、本判決が全国の化学工場で働く労働者にとって職業がんの被害を防ぐための警鐘となることを願って、最後まで、たたかい抜く決意があることを表明するものである。

2021年5月11日

三星化学工業労災事件（損害賠償請求事件）原告ら及び弁護団一同

---

---

# 在宅の職場環境も安全衛生法令並みに 新型コロナ対策でテレワークガイドライン改正

新型コロナウイルス感染症対策が問題となって以来、「テレワーク」という言葉が一気に普通名詞として存在感を増している。テレワークとは、仕事を労働者の自宅で行う在宅勤務、所属する事業所外に設けられたオフィスを利用するサテライトオフィス勤務、ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所で行うモバイル勤務の3つに分類される。

働き方改革の施策の中で、多様な働き方としてテレワークを促進するうえで、2018年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が公表され、労働時間管理をはじめとした労務管理上の問題についての考え方が示されてきた。しかし新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの推進が多くの職場で一気に拡大される状況となり、その改正の必要性が指摘されることとなった。

厚生労働省は昨年「これからのテレワークの働き方に関する検討会」を設置、昨年12月25日に報告書が公表された。このなかで、新たなテレワークガイドラインは、「使用者が適切な労務管理を行うとともに、労働者が安心して働くことができるよう、

労務管理全般の記載を追加する等、企業が良質なテレワークを積極的に導入できるようなものにするべき」とされた。

## 「つながらない権利」をはっきりと

たとえばこの報告書では、フランスでは2016年に、労使交渉においていわゆる「つながらない権利」を労働者が行使する方法を交渉することとする立法がなされ、「つながらない権利」を定める協定の締結が進んでいることが紹介されている。働く時間や場所を有効に活用でき、育児等がしやすい利点がある反面、生活と仕事の時間の区切りが難しいという特性に対し、一定のルールを設けることが有効とする。連絡しない時間を作ることや、時間外の業務連絡メールへの返信は翌日とするなどの方法が例示されている。

こうした検討会の報告をもとに、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」がこの3月25日に公表された。

改正の主なポイントは次のとおり。

- ・労務管理全般についての記載の追加。
- ・正規雇用、非正規雇用といった雇用形態

の違いのみを理由にテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要と記載。

- 書類のペーパーレス化の実施等を記載。
- 労働時間の把握について、原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行う場合の対応方法を記載。
- 時間外・休日・所定外深夜労働の取扱いについて記載。
- メンタルヘルス対策や作業環境整備等に当たって事業者・労働者が活用できる分かりやすいチェックリストを作成。

#### 在宅の作業環境改善も事業者負担で

テレワークにおける安全衛生の確保については、まず安全衛生関係法令の適用について、「自宅等においてテレワークを実施する場合においても、事業者は、これら関係法令等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための措置を講ずる必要がある。」とまず法令上の原則を示す。

具体的には雇入れ時やテレワークを初めて行わせるときなどの作業内容変更時は安全衛生教育の実施が必要であるし、健康相談を行う体制、健康診断、過重労働防止のための長時間労働者に対する医師による面接指導など、法令上の事業者に対する義務規定がある。

テレワークを行う場所が自宅である場合、その作業環境は事業者の権限が及ばないため、事務所衛生基準規則や労働安全衛

生規則及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が、一般には適用されることはない。しかしこれらの衛生基準と同等の作業環境となるよう、事業者はテレワークを行う労働者に教育、助言等を行うことを求める。そのために「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト（労働者用）」（後掲）を作成した。チェックリストを活用し、作業環境に関する状況の報告を求めるとともに、必要な場合には、労使が協力して改善を図ること又は自宅以外良好な環境の場所の活用を検討することが重要としている。

そして、このような取り組みが継続的に実施されていること及び自宅等の作業環境が適切に維持されていることをチェックリスト（後掲）を活用する等により定期的に確認することが望ましいとした。

自宅の作業環境を安全衛生対策上、好ましいものとするために、必要となる器具等がある場合には、事業者がその費用を負担することは、法令上の事業者の義務としての趣旨からすると当然のこととなるが、労使の協力の際には当然の前提となる。

またテレワークにおける労災補償についても言及している。

まず、労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となるという原則を示す。そのうえで、使用者は、情報通信機器の使用状況などの客観的な記録や労働者から申告

(14 ページにつづく)

(別紙1) テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

- 1 このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 2 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で重要な事項ですので、全ての項目に☑が付くように努めてください。
- 3 「法定事項」の欄に「◎」が付されている項目については、労働安全衛生関係法令上、事業者を実施が義務付けられている事項ですので、不十分な点があれば改善を図ってください。
- 4 適切な取組が継続的に実施されるよう、このチェックリストを用いた確認を定期的（半年に1回程度）に実施し、その結果を衛生委員会等に報告してください。

すべての項目について確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

項	目	法定事項
<b>1 安全衛生管理体制について</b>		
(1) 衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会等の開催		
<input type="checkbox"/>	業種や事業場規模に応じ、必要な管理者等の選任、安全・衛生委員会等が開催されているか。	◎
<input type="checkbox"/>	常時使用する労働者数に基づく事業場規模の判断は、テレワーク中の労働者も含めて行っているか。	◎
<input type="checkbox"/>	衛生管理者等による管理や、安全・衛生委員会等における調査審議は、テレワークが通常の勤務とは異なる点に留意の上、行っているか。	
<input type="checkbox"/>	自宅等における安全衛生上の問題（作業環境の大きな変化や労働者の心身の健康に生じた問題など）を衛生管理者等が把握するための方法をあらかじめ定めているか。	
(2) 健康相談体制の整備		
<input type="checkbox"/>	健康相談を行うことができる体制を整備し、相談窓口や担当者の連絡先を労働者に周知しているか。	
<input type="checkbox"/>	健康相談の体制整備については、オンラインなどテレワーク中の労働者が相談しやすい方法で行うことができるよう配慮しているか。	
<input type="checkbox"/>	上司等が労働者の心身の状況やその変化を的確に把握できるように取組を行っているか（定期的なオンライン面談、会話を伴う方法による日常的な業務指示等）	
<b>2 安全衛生教育について</b>		
(1) 雇入れ時の安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	雇入れ時にテレワークを行わせることが想定されている場合には、雇入れ時の安全衛生教育にテレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を含めているか。	◎
(2) 作業内容変更時教育		
<input type="checkbox"/>	テレワークを初めて行わせる労働者に対し、作業内容変更時の安全衛生教育を実施し、テレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を教育しているか。 ※ 作業内容に大幅な変更が生じる場合には、必ず実施してください。	
(3) テレワーク中の労働者に対する安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者に対してオンラインで安全衛生教育を実施する場合には、令和3年1月25日付け基安安発0125第2号、基安労発0125第1号、基安化発0125第1号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」に準じた内容としているか。	
<b>3 作業環境</b>		
(1) サテライトオフィス型		
<input type="checkbox"/>	労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則の衛生基準と同等の作業環境となっていることを確認した上でサテライトオフィス等のテレワーク用の作業場を選定しているか。	◎
(2) 自宅		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に労働者に自宅の作業環境を確認させ、問題がある場合には労使が協力して改善に取り組んでいるか。また、改善が困難な場合には適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所で作業を行うことができるよう配慮しているか。	
(3) その他（モバイル勤務等）		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所を選定するよう労働者に周知しているか。	

項	目	法定事項
4 健康確保対策について		
(1) 健康診断		
<input type="checkbox"/>	定期健康診断、特定業務従事者の健診等必要な健康診断を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	健康診断の結果、必要な事後措置は実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	常時、自宅や遠隔地でテレワークを行っている者の健康診断受診に当たっての負担軽減に配慮しているか。(労働者が健診機関を選択できるようにする等)	
(2) 長時間労働者に対する医師の面接指導		
<input type="checkbox"/>	関係通達に基づき、労働時間の状況を把握し、週40時間を超えて労働させた時間が80時間超の労働者に対して状況を知っているか。	◎
<input type="checkbox"/>	週40時間を超えて労働させた時間が80時間超の労働者から申出があった場合には医師による面接指導を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	面接指導の結果、必要な事後措置を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者に対し、医師による面接指導をオンラインで実施することも可能であるが、その場合、医師に事業場や労働者に関する情報を提供し、円滑に映像等が送受信可能な情報通信機器を用いて実施しているか。なお、面接指導を実施する医師は産業医に限られない。 ※詳細は平成27年9月15日付け基発0915第5号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、法第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(令和2年11月19日最終改正)を参照。	◎
(3) その他(健康保持増進)		
<input type="checkbox"/>	健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師または保健師による保健指導を実施しているか。	
<input type="checkbox"/>	THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)指針に基づく計画は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上で策定され、当該計画に基づき計画的な取組を実施しているか。	
5 メンタルヘルス対策 ※ 項目 1(2) 及び 6(1) もメンタルヘルス対策の一環として取り組んでください。		
(1) ストレスチェック		
<input type="checkbox"/>	ストレスチェックを定期的実施し、結果を労働者に通知しているか。また、希望者の申し出があった場合に面接指導を実施しているか。(労働者数50人未満の場合は努力義務) ※面接指導をオンラインで実施する場合には、4(2) 4ボツ目についても確認。	◎
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者が時期を逸することなく、ストレスチェックや面接指導を受けることができるよう、配慮しているか。(メールやオンラインによる実施等)	
<input type="checkbox"/>	ストレスチェック結果の集団分析は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上でやっているか。	
(2) 心の健康づくり		
<input type="checkbox"/>	メンタルヘルス指針に基づく計画は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上で策定され、当該計画に基づき計画的な取組を実施しているか。	
6 その他		
(1) コミュニケーションの活性化		
<input type="checkbox"/>	同僚とのコミュニケーション、日常的な業務相談や業務指導等を円滑に行うための取組がなされているか。(定期的・日常的なオンラインミーティングの実施等)	
(2) 緊急連絡体制		
<input type="checkbox"/>	災害発生時や業務上の緊急事態が発生した場合の連絡体制を構築し、テレワークを行う労働者に周知しているか。	

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

記入日：令和 年 月 日

記入者職氏名： \_\_\_\_\_

R3.3.25版

(別紙2) 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

- 1 このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 2 確認した結果、すべての項目に☑が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。 【観点】 ・作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。 ・静的筋緊張や長時間の拘束姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。 ・物が密集している等、窮屈に感じないか。
<input type="checkbox"/>	(2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。 【観点】 ・眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業中に転倒することがないように整理整頓されているか。 【観点】 ・つまづく恐れのある障害物、畳やカーペットの継ぎ目、電源コード等はないか。 ・床に書類が散らばっていないか。 ・作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。
<input type="checkbox"/>	(4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。 【観点】 ・電気コード、プラグ、コンセント、配電盤は良好な状態にあるか。配線が損傷している箇所はないか。 ・地震の際などに物の落下や家具の転倒が起らないよう、必要な措置を講じているか。
2 作業環境の明るさや温度等について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業を行うのに支障ない十分な明るさがあるか。 【観点】 ・室の照明で不十分な場合は、卓上照明等を用いて適切な明るさにしているか。 ・作業に使用する書類を支障なく読むことができるか。 ・光源から受けるキラキラしたまぶしさ（グレア）を防止するためにディスプレイの設置位置などを工夫しているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 作業の際に、窓の開閉や換気設備の活用により、空気の入換えを行っているか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業に適した温湿度への調整のために、冷房、暖房、通風等の適当な措置を講ずることができるか。 【観点】 ・エアコンは故障していないか。 ・窓は開放することができるか。
<input type="checkbox"/>	(4) 石油ストーブなどの燃焼器具を使用する時は、適切に換気・点検を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(5) 作業に支障を及ぼすような騒音等がない状況となっているか。 【観点】 ・テレビ会議等の音声が聞き取れるか。 ・騒音等により著しく集中力を欠くようなことがないか。
3 休憩等について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業中に、水分補給、休憩（トイレ含む）を行う事ができる環境となっているか。
4 その他	
<input type="checkbox"/>	(1) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

記入日：令和 年 月 日

記入者職氏名： \_\_\_\_\_

R3.3.25版

# 死ぬまで元気です

## Vol.36 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私は相変わらず元気ですが、実は正直ちょっと心配事がありました…。

先日、一カ月ぶりに抗がん剤投薬のために病院へ行ったのですが、そこで行なった血液検査で気になることがありました。血液検査は毎回行きます。その中で私が毎回気にしているのは「メソテリン」という項目です。「メソテリン」とは、可溶性メソテリン関連ペプチド（SMRP）というもので、中皮細胞に存在し、中皮腫や卵巣癌、肺がんで発現が亢進すると言われていいます。健康体の数値は1.5未満とされています。私にとってはこの数値が結構目安になっています。

この数値、罹患直後は3.5くらいでしたが、抗がん剤を投薬中には最高1.9まで下がり、その後抗がん剤を休止し経過観察中は常に2.0前後を記録していました。しかしその経過観察も一年が経過すると、このメソテリンの数値があれよあれよと3.7まで上がっていったのでした。主治医は参考程度にと申しましたが、この時から私はこの数値をある程度アテにしていました。その後はメソテリンの数値が私にとってのバロメータとなっていたんです。抗がん剤投

薬中はその数値は私の期待通りに下がり続けてきたんです。逆に副作用の治療中等で休薬中は確実にメソテリンが上がって行ったんです。

そして先日病院に行った時のこと、血液検査でメソテリンを測った際、前は2.4だった数値が抗がん剤投薬中に初めて2.8へ上がったのです。これは私が推測するに、抗がん剤のアリムタにとうとう耐性ができたか、最近ストレスを抱える出来事があったのでそのための一過性のものなのかと思ったのです。しかし、主治医はやはりこの数値の上昇に、とうとう来たかというような不安そうな顔で私を見ました。「こうなると楽観視はできへんなあ」という主治医の言葉に苦笑いしながらも、今回ばかりはマジヤバいかもと思っている次第です。

今は新型コロナウイルスで不要不急の外出も自粛中、ここ最近はZOOM会議ばかりで身体も鈍ってきています。抵抗力も免疫も体力勝負などところがあります。美味しいものをしっかり食べて栄養付けて、次の一手を考えたいと思います。

コロナといえば、早くワクチンを打ちたいと思っています。知り合いの中にはワクチンを頑なに拒む患者さんもいますが、知

り合いの医師に聞いたところによると、ワクチンをしないメリットはないと言っていました。もちろん私もそう思います。一緒

に住んでいる両親を危険に晒す訳にはいきません。一日も早いワクチン接種を望みます。

(9ページのつづき)

された時間の記録を適切に保存するとともに、労働者が負傷した場合の災害発生状況等について、使用者や医療機関等が正確に把握できるよう、当該状況等を可能な限り記録しておくことを労働者に対して周知することが望ましいとする。

### 必要な事業者責任の強調

うまくテレワークという働き方を活用すれば、職種によってはとても効率的でワークライフバランスも保てる働き方ができるだろう。しかし一方で、仕事と私的な時間

が混同され、場合によっては事業者側の都合のみならず、労働者自らの都合によって深夜労働が繰り返されたり、超長時間労働になってしまうこともありそうだ。そのためには、働く場所に関わらず、労働安全衛生法令における事業者責任を強調する必要があるといえる。その意味でも、このガイドラインとチェックリストの活用を進めていく必要があるだろう。

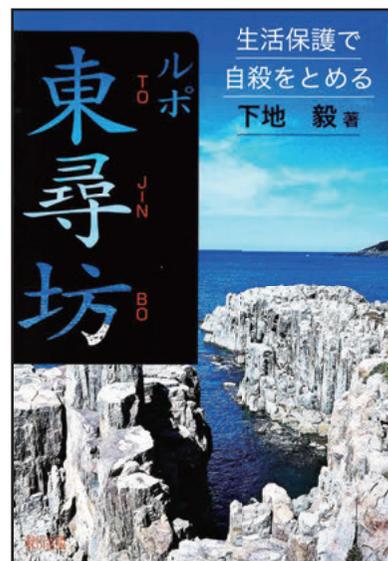


## ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる 下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよい、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！  
(2021.1)

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



# 韓国からの ニュース

## ■「肺がんで死亡」給食労働者に初の産災認定／12年間天ぷら・炒めもの

民主労総サービス連盟全国学校非正規職労組(学非労組)は6日、「2018年に肺がんで死亡した給食労働者のAさん(54才)に対して、勤労福祉公団職業環境研究院の業務上疾病審議委員会が、2月23日に業務上疾病と認定した」と明らかにした。

学非労組によれば、2005年から2017年2月まで、水原のある中学校で調理実務士として働いたAさんは、2017年4月に肺がん3期の判定を受けた。1年間の闘病生活の後に亡くなったAさんの他にも、この学校では2016年6月から2017年5月までに、調理実務士3人が嘔吐と目まいを訴えたという。うち、2017年5月に給食室で倒れたBさん(52)も、昨年3月に換気など作業環境と高い労働強度などによる脳出血で、産業災害を承認された。

学非労組は、天ぷら、炒めものなど、料理の過程で出る有害物質が、給食室の「集団産業災害」との関連が強いと主張した。労組が公開した資料によると、業務上疾病審議委員会は「12年間調理実務士として働いて、肺がんの危険度を高める高温の天ぷら、炒めもの、焼き物料理から発生する料理ヒュームに低くないレベルでばく露した」と、Aさんの業務上疾病認定の理由を説明した。

料理ヒュームは230度以上の高温状態で油を使った加熱作業をする時、脂肪などが分解されて排出される物質だ。職業環境専門医

でハンナム健康医院のイ・ソンウン院長は「国際癌研究所(IARC)は2010年に、料理ヒュームを肺がんの危険要因として明示した」とし、「短時間の内に、大人数の天ぷらなどの料理が行われ、換気機能が充分でない給食室は、料理ヒュームへのばく露に脆弱な環境と推定される」と話した。

労組は再発防止のために、全国の学校給食室の空気循環装置に対する全数調査を要求する一方、法的に義務化された産業安全保健委員会を設置しなかった教育部と、忠南・慶南・全北・蔚山・慶北教育庁など6ヶ所を、近く産業安全保健法違反の疑惑で告訴・告発することにした。2021年4月6日 ハンギョレ新聞 ソン・タムン記者

## ■「自殺まで考えた」危険な居宅訪問労働者

2017年6月に忠州市のあるワンルームでインターネット設置技士が刃物で刺されて亡くなる事件があった。殺害したのは彼を呼んだ顧客だった。インターネットの速度が遅いことに不満を抱き、点検に訪ねてきた技士を殺害した。警察の捜査で妄想障害を病んでいると明らかになった彼は、「インターネットの修理に家に誰がこようが、殺害しようと考えていた」と話した。

インターネット修理技士のように、顧客の家を訪問してサービスを提供する居宅訪問労働者の7割が、顧客からの不当な扱いを経験したことが分かった。感情を毀損された経験は健康上の問題につながった。この内41%が「自殺」を考えた調査された。

国家人権委員会は8日「居宅訪問労働者の人権状況実態調査」の結果を発表。人権委は「顧客の家という私的な空間で、主に一人で仕事をしなければならない労働属性と非正規職という不安定な雇用形態にある居宅訪問労働者

働者は、過度な暴言とセクハラに遭って、健康権と安全権に深刻な脅威を感じている」と明らかにした。人権委の研究委託を受けた韓国非正規労働センターは、昨年4月から10月まで、居宅訪問労働者796人の実態を調査した。調査対象職種は通信設置と修理技士・ガス安全点検員・上水道計器検針員・在宅療養看護師・訪問看護師・多文化居宅訪問教育指導師・統合事例管理師だ。

調査の結果、74.2%が顧客から不当な扱いを経験した。△いじめ目的の遅い時間の電話(48.8%)、△深夜の時間帯に業務を要求(47.2%)、△事業主や職場に不当な苦情を提起(43.4%)が多かった。△身体的暴力(25.9%)、△セクハラ(22.1%)を経験した訪問労働者も10人中2人以上だった。

その結果、訪問労働者の4割が極端な選択(自殺)を考えたことがあることが明らかになった。業種別では、通信設置と修理技士(49.8%)・裁可療養看護師(45.5%)・契機検針員(36.7%)の順に高く現れた。最近1年以内に自殺を考えたことがあるという訪問労働者も全体の20.3%を占めた。2021年4月9日  
毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■アザができた足、曲がった指「私は、労働者です」

サービス連盟が15日、徳寿宮の石垣道で「労働者健康権争奪闘争の月」に合わせて労働安全写真展を開催した。宅配・学校給食・デパート・マート配送・家電訪問サービス労働者の作業環境と、働いている姿をカメラに収めた。労働が労働者の身体に残した傷と病気も表現した。繰り返し腕を使う作業が多い調理の労働者は指が曲がった。一日中立って働く販売労働者の足は、足の指が曲がってアザがいっぱいだ。サービス連盟は産災保険が



適用されないオンライン配送労働者や、業務上疾病の認定範囲拡大のために、4月一ヶ月間に実態調査などの闘いを行う計画だ。2021年4月16日  
毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

### ■大法院「サムソン電子、作業環境測定報告書公開せよ」

パノリムによれば、大法院二部は14日、イ・ジョンラン公認労務士(パノリム)が中央行政審判委員会を相手に提起した、情報公開決定取り消し裁決の取り消しを求めた訴訟の上告審で、「工程と部署名を公開せよ」という、原告一部勝訴判決を行った。作業環境測定対象の有害物質が、どの工程、どんな作業場所から出たかを公開せよという決定だ。

事件の始まりは、2014年10月に、サムソン電子半導体職業病被害遺家族とパノリムが雇用労働部に提起した、「サムソン半導体温陽工場の作業環境測定結果報告書の情報公開請求」だ。労働部が全てに非公開の決定を行って、訴訟に繋がった。2017年に、大田地方法院は労働部に軍配を挙げたが、2018年に、大田高等法院は遺族を支持した。サムソン電子温陽工場の作業環境測定報告書の内、個人情報に該当する部分だけを除いて、全てを公開せよという判決だ。法院の決定を受け容れた労働部は、「安全保健資料情報公

開請求処理指針」を改正した。産業災害の申請者だけでなく、第三者も情報公開請求によって安全保健資料を見ることができるようにしたのだ。

これに、サムソンは「営業機密の流出」として反発、サムソンは生産ラインの配置図と、工程で使われる化学製品の内訳などが含まれており、主な半導体製品の生産に関連した営業秘密だと主張し、2018年3月、産業通商資源部に、作業環境測定報告書に含まれた化学製品名と工程名を、「国家核心技術」として判定することを要求し、政府はこれを受け容れた。続いて、国民権益委員会傘下の中央行政審判委員会も、サムソン半導体工場（温陽・器興・華城・平澤）と携帯電話工場（亀尾）の作業環境測定報告書の情報公開執行停止申請を受け容れた。2019年8月、国会は国家核心技術は最初から非公開にする「産業技術の流出防止および保護に関する法律」（産業技術保護法）を改正した。産業技術保護法は、「労働者の知る権利の破壊」という批判の中で、現在、憲法裁判所に違憲訴訟が係留中だ。

大法院の今回の判決は、パノリムが中央行政審判上の非公開裁決を取り消して欲しいとして提起した訴訟の結論だ。二審の法院は「ライン・フロア・ベイ (Bay) 情報を除いた工程名だけを公開する場合、他の情報との組み合わせの可能性はなく、工程名だけでは工程の順序と面積の配置などを計算することも難しく、競争業者としては、サムソンの工程、配置の方式を類推できないものと見られる」として、「測定対象工程」と「部署または工程名」の公開を決定した。大法院はこの二審の判断をそのまま認容した。2021年4月20日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■今年最悪の殺人企業は「利川火災惨事」の

## ハンエクспレス

労働健康連帯と民主労総、毎日労働ニュースなどで構成された「産業災害死亡対策準備共同キャンペーン団」が、「2021年最悪の殺人企業」に流通・物流企業のハンエクспレスを選定した。ハンエクспレスは、昨年労働者38人が火災惨事で死亡した利川物流倉庫の発注者だ。キャンペーン団は「ハンエクспレスが、無理に工事期間を短縮させようと、爆発の危険がある作業を同時にするように強制し、結露を防ぐためにと緊急脱出できる避難路も塞いで、大惨事をもたらした」と指摘した。

この他に、オトゥギ物流サービスとポスコ（各5人）、GS・創成・現代建設と現代重工業（各4人）、SK・斗山・大宇建設と錦湖産業、オレンジエンジニアリング、現代エレベーター（各3人）が、最悪の殺人企業の名簿に挙げられた。死亡者のほとんどは下請け業者の職員だった。

キャンペーン団が反復的な産業災害死亡の原因を明らかにするために授ける「特別賞」は、クパンが受けた。キャンペーン団は「クパンが巨大企業に成長していく過程で、去年だけで4人の労働者が過労で亡くなった。」「昨年だけで239件の産業災害申請があり、119救急車が77回も出動しなければならない程、労働者が負傷し、病気に罹って亡くなった。クパン物流センターでは、労働者同士が、防疫が不備な現場で足りない防寒服を着廻しして働き、家族を含む152人がコロナ19に集団感染したこともあった」と指摘した。2021年4月28日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者 （翻訳：中村猛）

# 前線から

## 70歳代後半で中皮腫発症の男性に労災認定

石綿管工場→左官工

大阪

胸膜・腹膜中皮腫を2019年秋に発症し、2020年2月に亡くなられたMさん(享年78歳)の労災請求が2020年12月下旬に認められた。

2019年年末に家族より電話相談があり、年明け早々にご本人と家族に面談し、職歴病歴をお聞きしたところ、11月から入院となり手術不能と判断され、容体が相当悪化していた。年が明けて転院となり、転院先にて治療のいかなく2月はじめに亡くなられた。

ご本人とご家族からの聞き取りや年金記録から、アスベストばく露職歴が明らかになった。

Mさんは二十歳前に九州の郷里から関西に出てこられ石綿管工場構内下請企業Aでの雇用歴が確認された。石綿管を電動カッターで切断する作業などを防護マスクなしで行っていたと

のことであった。

Aにて数年就労した後、左官工として長年建設現場で働いた。所持されていた賃金記録では滋賀県内の左官業者での2013年の支払い明細が確認された。左官工は建設現場の代表的なアスベストばく露職種だ。

複数のアスベスト職歴が確認されたが、年金記録が明確なAを所轄するB労基署にとりあえず労災請求を行い、迅速な調査開始を求めた。ご本人の容体が予断を許さないためだ。

B労基署は、Aに関するものとともに、左官工として雇用されていた豊中市内の業者関係者Cも調査対象とし、その結果、Cにおける左官職歴が確認できる最終石綿ばく露職歴と判断し、Cを所管する大阪市内のD労基署に書類を移送することとなった。

D労基署に送られた書類

は、いったん大阪労働局内の高度労災補償調査センター(略称アーク=ARC)にまわり、ARCによる調査の結果、業務上決定がされたのが、2020年12月下旬となった。この間、石綿救済法の救済給付が決定されていたため、各労災補償給付決定後の給付返還手続きなどをご遺族が行っている。

支給決定までの過程において問題となったのは、Aを最終石綿ばく露職歴とするのか、そのあとの左官職歴を最終石綿ばく露職歴とするのかということであった。

当初請求を受け付けたB労基署はAを最終石綿ばく露職歴として処理を行うとの意向であった。しかし、それでは、若年時最終職歴となり平均賃金が不当に低く決定されることになりかねないということと、そもそも事実にもとるという観点から、事実にもとづく処理をB労基署に求めて、最終的にD労基署への移送となったのだった。

労災請求にあたっては注意をしなければならない点の一つだ。

# 4月の新聞記事から

**4/2** 京都府久御山町の臨床検査受託会社に勤めていた男性(44)が自殺したのは、過重労働や上司のパワハラが原因だったとして、男性の母親が、同社と上司を相手取り、約8千万円の損害賠償を求める訴えを京都地裁に起こした。男性は同社の本社検査部臨床血液課で検査業務などに従事。2017年6月に同課課長に就任したが、同年11月、業務量の増加や上司のパワハラに苦しむ心境を遺書に記して自殺した。亡くなる直前は月100時間超の時間外労働が発生し、うつ状態になっていたと推認されるとして労災認定を受けた。

**4/6** 会社で本人の了解なく性的指向や性自認を暴露するアウトティングをされたとして、都内の保険代理店に勤務していた20代男性が団体交渉で謝罪や賠償などを求めていた事件で、会社側が謝罪し解決金を支払うことなどで和解が成立した。和解は2020年10月29日付。会社側は、今後アウトティングの再発防止のための社員教育を実施し、労災申請に協力する。

英オックスフォード大学の精神科医などの研究チームは、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の3人に1人が6カ月以内に精神・神経疾患を発症しているとの研究結果を発表した。研究では米国を中心にコロナ患者23万6379人の診療データを分析し、そのうち34%が6カ月以内に精神・神経疾患を発症。論文は医学誌「ランセット精神医学」に掲載された。

**4/12** 「ラーメン山岡家」の店長だった男性(50)が2017年5月に自殺したのは、過労が原因だったとして、遺族が運営会社(札幌市)に、慰謝料や逸失利益など約1億1000万円の損害賠償を求めた裁判で、和解が成立した。3月30日付け。和解には、勤務間のインターバル制度や、健康診断の実施など、具体的な対策が盛り込まれた。名古屋市の店で店長として働いていた黒田友康さんは、2015年10月19日、勤務中に脳内出血とくも膜下出血を発症し、重度の右半身麻痺と失語症となり、障害等級1級と診断され、2017年5月20日に自殺した。名古屋南労基署は2018年3月労災を認めた。

**4/14** 原子力規制委員会は定例会合で、東京電力柏崎刈羽原発(新潟県)の運転禁止命令を正式決定した。核物質防護不備を巡り、原子炉等規制法に基づき同原発での核燃料の移動を禁じる是正措置命令を出す。命令によって、東電は同原発への新燃料の搬入や、原子炉への燃料装填などができなくなる。商業炉に対する規制委の措置命令は初めて。

**4/19** 労災保険の特別加入の対象が2021年4月1日より拡大し、芸能関係作業従事者やアニメーション制作の作業従事者が新たに加わった。

**4/23** 運送会社の取締役だった男性(60)が脳出血を発症したことについて、「名ばかり取締役」だったとして、長時間労働が原因の労災と認められた。最長で月220時間を超える残業があった。男性は、会社に約7500万円の損害賠償と、労働者としての地位確認を求めて東京地裁に提訴した。男性は千代田運送(千葉県松戸市)に1988年に入社、99年に取締役として登記され、2015年2月に脳出血を発症し、

その後、取締役を退任、2016年8月で退職した。

**4/26** 経営破綻した建材メーカーが2000~02年、アスベストを含まない建材として販売した成形板の加工製品から昨秋、石棉が検出され、これが約10万枚流通した可能性があることが分かった。販売したのは02年に破綻した北九州市の段谷産業。

持病でマスクを着用できないことを理由に上司からパワハラを受けたとして、郵便局に勤務する男性が当時の上司2人と日本郵便を相手に慰謝料など約300万円を求め提訴した。大阪府豊中市の郵便局で勤務する米倉諒太さんは、ぜんそくなどが原因でマスクをつけるに息苦しくなり、マスクの着用が難しい状態だった。しかし去年4月以降、当時の上司は理由を聞くことなくマスク着用を強く要求し、その結果、マスクを着けて勤務した米倉さんは低酸素脳症を起こし、職場で意識を失った。

**4/27** 全国労働安全衛生センター連絡会議は、業務で新型コロナウイルスに感染した労働者が症状の長期化で療養中、労災保険の休業補償給付が一時的に支給停止となるケースがあることを明らかにした。愛知県在住の女性2人で、70代の介護職員の女性は2020年7月に感染が分かり入院したが、10月と11月の2回、コロナ感染後の気分の落ち込みを理由に心療内科を受診。精神障害の受診の調査のため、11月19日以降の給付が止まった。また40代の病院事務員の女性は昨年8月に陽性と判明して入院し、9月24日以降、微熱や倦怠感が続き、通院しながら短時間の出勤と欠勤を繰り返した後、再び休業し、今年3月に雇い止めになった。女性は9月24日以降の休業分停止。「遅延すれば、生活に大きな影響が出る。運用を見直すべきだ」と指摘した。

上司から性的指向を勝手にアウトティングされたことが理由で精神疾患になり休職に追い込まれたとして、東京都豊島区の会社に勤務していた20代男性が、池袋労働基準監督署に労災申請した。アウトティングは労災認定基準に明確な位置付けがない。男性は昨年6月、アウトティングを禁止する豊島区の条例に基づく申し立てをし、会社側と交渉して、昨年10月、会社側がアウトティングを認めて和解した。

**4/28** 作業中の事故で左目を失明し、2年後に発症した精神疾患もこの事故が原因だったとして、愛知県一宮市の男性が労災保険の休業補償を支給とした国の処分を取り消しを求めた訴訟の控訴審で、名古屋高裁は、請求を棄却した1審の名古屋地裁判決を変更し、処分を取り消した。男性は同市内の自動車部品製造会社で働いていた岩永純弘さんと、12年10月に作業中の事故で左目に重傷を負い失明状態となり、事故から2年後の14年10月にうつ病などの精神疾患と診断された。

**4/30** 労働者災害補償保険の充実を図る特別法「勞工職業災害保険・保護法」が、台湾で公布された。同法は、労工保険(労働保険)条例で規定する職業災害保険(労災保険)と、被保険者の権利について定めた職業災害勞工保護法を統合した特別法。今月23日に立法院(国会)で可決された。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259